

南部町子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）のご案内

南部町こども家庭センター

ショートステイ

保護者の急なアクシデント等によりお子さんの養育が困難になったときに、月に7日間を限度に児童養護施設等でお預かりします。

トワイライトステイ

保護者が平日の夜間（原則16時～22時）又は休日（原則9時～22時）において、仕事等の事由によって家庭に不在となってしまう養育が困難になった場合等に、お子さんを児童養護施設等で預かります。

こんなときにご相談ください

- ・急に入院することになり、こどもの世話ができなくなったとき。
- ・出産時に、こどもを見てくれる人がいないとき。
- ・家族の看護が必要になり、こどもを見てくれる人がいないとき。
- ・育児疲れでリフレッシュしたいが、こどもの面倒を見てくれる人がいないとき。
- ・経済的問題等により緊急一時的に親子の保護を必要とするとき。等

利用対象者

- ・南部町在住（住民票を有すること）
- ・お預かりするこどもの年齢が18歳未満（光徳子供学園は親子でも可）
- ・保護者の疾病、出産、看護、事故、失踪、出張、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加、育児疲れ、看病疲れ等でこどもまたは親子で利用したい場合など

利用施設等

こどもの対象年齢	利用者	施設名	住所	電話番号
0歳～2歳	こども	乳児院 米子聖園ベビーホーム	米子市上後藤 4-2-36	0859-29-5924
2歳～18歳	こども	児童養護施設 米子聖園天使園		0859-29-4364
0歳～18歳	こども 又は親子	児童養護施設 光徳子供学園	大山町名和 1239-1	0859-54-2550

※施設の空きを利用したサービスですので、満員の場合は利用できません。

※施設の空き状況や兄弟関係により利用施設が変わる場合があります。

※上記施設以外に南部町と契約した里親の自宅

利用負担金

○ショートステイ（児童及び保護者1人につき、1日あたりの利用負担金）

対象児童	2歳未満児	2歳以上児	保護者
生活保護世帯の児童 ひとり親家庭で市町村民税非課税世帯の児童	0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯の児童 ひとり親家庭の児童	1,000円	1,000円	350円
その他の世帯の児童	5,350円	2,750円	750円

※施設利用中の医療費は別途利用者の実費負担になります。

〇トワイライトステイ（児童１人につき、１日あたりの利用負担金）

対象児童	平日の夜間	休日
生活保護世帯の児童 ひとり親家庭で市町村民税非課税世帯の児童	０円	０円
市町村民税非課税世帯の児童 ひとり親家庭の児童	350円	1,000円
その他の世帯の児童	750円	2,750円

※施設利用中の医療費は別途利用者の実費負担になります。

注意事項

- ・原則、施設等への送迎はありません。
- ・利用期間中に保育園や小中学校等への通園、通学を希望される場合は、保護者の送迎が必要となります。なお、光徳子供学園の場合は相談に応じます。（原則有料）
- ・以下に該当する場合等、利用ができない場合があります。
 - 1 施設等の事情（施設の定員超過・病気の感染等）により受入が困難な場合
 - 2 対象児童が感染症を有し、他の入所者に感染させるおそれのある場合
 - 3 疾病等により医療機関へ入院して医療を受ける必要のある場合
 - 4 障がい等により他の社会福祉施設等を利用することが適当である場合

申込みの際に必要なもの

１月２日以降に転入された方は、保護者の前住所地の市町村民税課税証明書

※下記へお申込みいただき、利用の事由、施設等の空き状況等を踏まえ、利用の可否を決定します。

申込み・お問い合わせ先

南部町こども家庭センター 電話 0859-66-5524

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の利用手続きの流れ

① 利用申込

●電話、来庁により、利用希望日等をご相談のうえ、子育て支援課へ利用をお申込みください。

（申込に必要なもの：１月２日以降に転入された方は、保護者の前住所地の市町村民税課税証明書）

※申込みにより利用を約束するものではありません。

② 利用決定

●利用決定通知書又は利用却下通知書を町より発行します。

③ 利用開始

●保護者が施設等と入所、預かりについての打合せをします。

●保護者が児童と施設等へ来所し、利用開始となります。

④ 利用料支払

●利用期間終了後、納入通知書を町より送付しますので、町の指定金融機関で利用料をお支払いください。